

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

-----

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

-----

【質問3】 貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

原子力の開発および利用に直接または間接に関係を有する会社、団体、学校、研究機関および個人(定款第5条)

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

当会議に要請される事業量と事業計画及び事業経費見積り(支出予算)に対して、会費総口数の現況及び会員状況等を踏まえた会費収入及び事業収入等を充て、収支のバランスをとる、との考えに基づいて会費額を決定することとしている。審議プロセスは、会長の諮問機関である「財務委員会」の了承、理事会での審議を経て、総会で決定する、となっている。

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

1. 原子力開発の推進
2. 国際協力
3. 年次大会と日本アイソトープ・放射線総合会議
4. 調査研究と情報収集・提供

(b)共益的な性格の事業

技術者の養成

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

0円、0%

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

会費収入と合わせて考慮し、会計全体の収支バランスがとれるように設定。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。  
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

- ・ 同様のサービス等を提供する営利企業は存在しない。
- ・ 当会議の事業は、原子力に特化したものであり、その性格上、中立性が求められるため。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄付金はなし。

**【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。**

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

研修施設の設置

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

**【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。**

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 7 回程度

(主な議題) 事業計画、業務報告、予算・決算、委員会活動、国際協力等

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

世間水準および財務状況、職員への支給額等とのバランスを考慮して、勤務態様や経歴等により、各人ごとにさだめる。なお、規定を策定し、役員の種類ごとに上限額を規定している。

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

会員から偏りのない意見を反映するため、会員を代表する立場として理事を幅広く会員から選任し業務執行にあたるとともに、定期的に理事会を開催することにより公正な運営を図る。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0 件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。  
例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

情報開示に関しては、個人情報に属するもの以外については問題ないとする。

**【質問8】** 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

- ・ 基本認識について、①コミュニティ活動、②個人の自由なボランティア活動、③社会経済システムとしての活動、を主要な公益活動の柱とすることに賛成。  
これらは、いずれも、組織化が前提となるので、その促進、育成を図れる法制にしなければならない。
- ・ 現行公益法人制度の課題と検討方針に賛成。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

- ・ 準則主義による非営利法人制度の新設に賛成。
- ・ 中間法人法は存在意義を失うので、廃止・吸収。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

- ・ 基本的考え方はAでなければならない。
- ・ 判断主体は、税務当局以外の、統一的な公的組織が望ましい。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

- ・ 自立性と透明性の確保を重視。
- ・ 公益活動は、一般に成立が困難、財政基盤が脆弱、小規模が多い。  
規模に配慮し、育成的な対応が必要。

(その他)業界団体の公益性を認めるべきである。

- ・ 業界団体は、産業別または産業横断的に、かつ、全国及び地方別に組成されており、現代の高度化、複雑化した社会経済の円滑な運営に寄与している。
- ・ 競争が激化している民間セクターと簡素化が迫られている公共セクターの間において、民間の公益団体の活動の重要性は増大している。
- ・ 新政策の普及・撤廃・社会経済活動の適正化、消費者保護といった行政が行うべき機能を業界団体が代行している。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

- ・ 業界団体が果たしている公益的な役割についての理解がないのではないか。
- ・ 行政代行的行為を公益法人のあり方として望ましくないものと認識しているのではないか。
- ・ 平成8年閣議決定後、運用方針等の指導が枝葉末節になっているように思われる。

- ・ 新しい公益法人の設立許可が抑制され、公益法人活動が、閉塞状況を来しているのではないか。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

- ・ 団体会員(地方ビルディング協会)
- ・ 普通会员(地方協会に所属する会員)

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

①所属ビル総延床面積割+②所属会員数割+③会誌割

【質問4】貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

- ・ 政策活動
- ・ 広報活動
- ・ 調査研究活動
- ・ 国際協力活動
- ・ 教育研修活動

(b)共益的な性格の事業

- ・ 空室情報サイト

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業はない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

対価を伴う事業はない。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

特に競合はしていない。

⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄付金はない。

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

- ・ 収支状況の変動に備えるため。
- ・ 年度前半の資金繰りのため。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえない

(意見) 大規模で安定した財政基盤のある法人と小規模で収入が不安定な法人とでは、大きく異なり、数値を定める意味がない。

(理由) ・ 社団法人に関して言えば、内部留保が過大になれば、会員は、会費の引き下げを要求するので、自律に任せればよい。  
・ 公益法人は、公益上の課題を多数かかえており、多額の内部があれば、新たな公益活動に挑戦できるので、内部留保は多いほど望ましい。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 1 回程度

(主な議題) 前年度事業報告、決算、当年度事業計画、予算、役員人事

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事報酬なし。

③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

ない

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることに、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

ない

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ・ 収益を上げている事業はない。
- ・ 収益があれば、非収益事業・経費に充当することになるので、原則非課税であるべきである。



【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

総論として改革は必要です。

「方向性」と「目的」は二極化(二分化)するべきです。

たとえば①「基幹となる公益法人」と②「一般の非営利法人」。

「基幹となる公益法人」は現在の特定公益増進法人の公益基準を基とする。

その他を「一般の非営利法人」とする。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

二極化(二分化)を前提に可能な制度。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

官民合同の「独立機関」を作るべき。

「基幹公益法人」と「一般非営利法人」に分ける事で、新たに一般非営利法人から基幹公益法人となるために、質の間われる実演団体にとって重要な「実績評価」を是非加えて頂きたい。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

少ない「基幹公益法人」に対して税制や補助金制度を改定一本化することにより、一般にもわかり易く、適正運営としての情報公開もより有益になる。

(その他)

「基幹となる非営利公益法人」はここで論じるまでもなく人類の存続と発展にとって不可欠である事は世界的視野からも明らかです。

二分化は細分化ではなく、まず現在でも不十分で不備である「基幹となる非営利公益法人」を特定し、税制を含め改善することで基礎的分野を確立し、それによって広く一般に非営利法人の規制緩和を行うことがより発展性の高い公益と非営利の法人の一体化が図れると思います。

平等の名の下に価値判断を忘れる国をつくってはならないと思います。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

当財団の場合、全てが公益事業であります。対価(チケット代金)を伴うため全てが収益事業として扱われます。

これらの事業は公益性の中でも芸術性を追求する直接的な創作事業(何処までも経費を要する)であるので、利益を出す事は目的自体に反する事になります。

従って当法人が目的に適う運営を維持する為には対価と共に寄付金収入、協賛金収入、国の請負金(補助金)収入など全てを同一目的に対して投入しております。

このことは、現在の指導基準の一般会計、特別会計の指導とは矛盾することになります。

また寄付金に関しては特定公益増進法人の認可に対する指導監督があり、所管官庁間の見解の相違が毎回変わる事も有って、本来目的のために最小となすべき当団体の管理業務を年々複雑増大させています。

特に見解の相違となる点は、現行の公益法人においても管理者を含む構成員に剰余金の分配は規制されているにもかかわらず(管理者=経営受益者ではない)、税制や補助金の基準が「事業」と「管理」を分離している事で、全てが公益事業にかかわる当団体の大きな障害になっています。

税務(一般)・税制(特定公益増進法人)・補助金(公益法人)を現在の「特定公益増進法人に基づく①基幹公益法人」として一本化し、その他を「②一般非営利団体」として規制の緩和を行うことが実勢に合うと思われれます。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっておりますか。

(a)公益性の高い事業  
すべてが公益事業  
(b)共益的な性格の事業  
なし

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業はなし

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

一般の価値判断に基づく価格と、公益目的を遂行する為に必要な価格との比較検討。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。  
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

存在する。(収益事業の部分で)

営利法人が提供するものは主として「外来」のものでそれら外来オーケストラは既にそれぞれが自国の強力な文化支援政策(補助、寄付支援)を受けている。

今日の国際化の中ではこれら外来団体との競合は避けられず、わが国の薄い文化支援政策の中では国際競争力を失い、これまで培ってきたわが国オーケストラ芸術文化の損失にもつながる脅威を感じます。

国内の営利法人がオーケストラの育成(維持管理運営)を行う事はない。なぜなら維持管理運営は採算が取れない。(ここで言う「管理」は財団の管理ではなくオーケストラの管理)

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

公益事業を実施する費用として使われている。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

あまり感じていない

(理由) 当財団の場合基本財産そのものが少ないので取り崩す必要性を感じていない。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

当楽団を維持存続していく為の運転資金。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準は、概ね10%程度が適当

(意見) 内部留保の意味が解らない。

予算の未消化などではないし、分配利益でもない。

もし繰越金(内部留保)があればそれは本来事業目的のためにより良い楽器や人材の確保に使われる。公益法人の本来目的のために使用する他にない繰越金である事は明白にもかかわらず、繰越金があると特定公益増進法人が受けられないと指摘されるのは理解できない。

もっとも現況では 10%の運転資金すら残る事は無いのでむしろ本来業務が満足に遂行出来ている状態でないのが実情。10%と言ってしまうのが情けない。

(理由) オーケストラは労働集約型の芸術活動で目的に沿った事業を継続していくにあたり多くを占める毎月の人件費の確保のために、運転資金(内部留保)の確保が必要である。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回程度

(主な議題) 事業計画、予算、事業報告、決算、評議員の選出、重要な事業の決定、その他事業に関する重要事項

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は無給。

これは当然。殆どが当団に対する寄付者。

- ③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年に 2 回程度

(主な議題) 事業計画、予算、事業報告、決算、理事の選任  
重要な事業の決定、その他事業に関わる重要事項

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 25人以上35人以内  
 構成： 官庁OB 1人、同一親族 0人  
 職務内容： 理事の選任、寄附行為に定める事項を行う。  
 理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言。  
 ※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

寄付税制の推進を図ること。  
 より良い寄付者を役員に出来る事は、役員会を責任感のあるものにし、より自律的、効果的・効率的に運営を図る事が出来ます。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)		○	正味財産増減計算書		○
役員名簿	○	○	貸借対照表		○
社員名簿(社団のみ)			財産目録		○
事業報告書		○	事業計画書		○
収支計算書		○	収支予算書		○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0 件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げるについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

公開に差し障りがあるものは、役員名簿、社員名簿等個人情報に関する内容(住所、電話番号等)。また、当財団の場合、同種競合的な団体が複数あり、あまり詳細な財務情報を公開することは、法人運営に支障をもたらす。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

収益事業のみでは活動は不可能。実質的効果の少ない現行法上でも以前のような運営者が自殺に至る事態はなんとか避けられているのではないのでしょうか。

世界共通の公益文化事業は少なくとも世界共通の支援策がなければ発展は望めません。本改革ではぜひとも鹿鳴館的発想から脱して世界に通用する芸術文化を発展させる根本的な施策になる事を期待します。

1. 公益法人の本来事業である収益事業は税法上の興行業から除外していただきたい。
2. 寄付金税制について、特定公益増進法人の資格を持つことは公益法人にとって絶対に必要であり、資格の更新については別機関による審査など容易に出来るようにして欲しい。
3. 寄付者が安心して寄附できるような寄付金優遇制度を設けて欲しい。

税金の用途について公正にする事は当然ですが、納税者個人々の意思を反映させる事も必要です。

寄付税制のさらなる確立は国民の自立(自己責任)への改革にとっても重要だと思います。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

社会の変化の中で、非営利の民間団体の果たす役割は、今後ますます大きくなってゆく、と予想される。それだけに、従来の法制が想定していない民間非営利団体の活動は活発になり、あるいはその活動への社会的期待が高まるものと思われる。だが、現在の認可制の下では、そうした非営利の民間団体の活動が制約を受け、あるいは、逆に、設立認可を受けている一事を以って、その団体が恰も「公益性」を持つ社会に有益な団体であるかのように偽装され、一般社会から受け取られやすいといった問題も生じている。

多様な価値観と行動様式に基づいて社会に有益な活動を行う団体に対しては、少なくともその障害となるような事態を排除し、場合によっては、活動を後押しする環境整備がぜひとも必要である。一方、高齢化社会の進展に伴い、さまざまな国民負担が重くなる中で、社会的負担(租税、社会保険料等)を免れようとする動きが出てくることもやむをえない。公益事業を行う団体に対して、社会的負担を軽減してその活動を支援・推進しようとすれば、そうした「軽減」の恩典に与ろうとして、公益法人に仮装する者も多数出てくる。現に、NPO 法人の形をとった暴力団系の団体も少なくないと聞いている。また、実質的に活動していないあるいは活動の根拠を失った公益法人を、ちょうど銀行の休眠口座を悪用するために買い取るように、不法な行為に利用しようとする動きが出てきてもおかしくない。

したがって、真の公益法人と、社会的負担軽減を狙う「似非公益法人」とを如何に峻別して、真の公益法人に対しては、その活動を、自由に、活発化させる一方、似非公益法人の tax haven 等不法行為を手助けする道具とならないような厳しい仕組みが必要となる。公益性の判断やその法人の日常の活動に対する判断の主導権を、税務当局等の社会的負担徴収官庁組織に委任しようという考え方もあるようだが、その場合は、公益性の判定に歪みが生ずる虞を免れない。抽象的にいえば、公益的活動を受ける側である「社会」が当該団体の「公益性」や活動の妥当性を判断するのが正しいのであろうが、具体的に、どのような機関が判定すべきかは難しい問題だ。例えば、「有識者会議の中間整理」での多数意見とされているように、公益性の相応しい規律の法人の受皿の仕組みを民法や新たな非営利法人法など税法以外の法律で規定する、というもひとつの考え方であろう。少なくとも、最低限、当該団体の事業活動やガバナンスの実態、団体の収支・資産内容の真正の開示を担保する基準を設けるとともに、それを常時チェックして公表する公正・中立的機関が必要ではないか。

財務内容については、例えば、公認会計士の監査を義務づけ、その判定を得た決算・予算内容を上記チェック・公表機関に提出することも考えられるが、その費用は、中小零細団体にとっては極めて重いものにならざるを得ない。かといって、中小零細団体にそうしたハードルを免除すれば、そこが、巨大な tax haven や money laundering の温床ともなりかねない(事業法人についても、中小事業法人については、こうしたチェックがないために、法人格を持ちながら適正な財務諸表が公開・申告されておらず、個人所得と法人

所得との混交が生じたり、あるいは、そうした非上場法人の配当所得の把握が極めて困難であり、課税逃れの一因になっているとも聞いている；社会的負担に関わる中小零細団体の事務負担は、その団体が営利団体であれ非営利団体であれ、一般に団体規模が小さくなるにつれ、相対的に重くなっているものと推定され、そうした問題への配慮も欠かせない）。

「民間非営利」団体の活動という点に重点を置けば、チェック・公表機関は、中央・地方政府からは独立したものでなければならない。本来であれば、そうした機関は、自然発生的に生まれ、その信頼性は、例えば事業法人の債券格付け機関のように、実績の積み重ねによって社会的に認知されるものであろう。当初は、やや不安定であっても、実績がないということで政府内にそうしたチェック機関を設けてしまっただけは、新たな非営利団体関連法制は、形式的なものにとどまってしまう可能性が大きいといえよう。

ところで、現在の公益法人論議には、対象となる法人から、宗教法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人等が除かれている（対象は、民法第34条法人及びいわゆるNPO法人のみ）点が大きな問題であるように思う。これら対象外の法人については、その公益性、営利的事業活動等で、新聞報道されるような事象が頻発しているのに、営利法人との接点も多いこれら法人のあり方を議論の対象から排除してしまうのでは、大きな問題を残すことになりかねない。民法第34条法人及びいわゆるNPO法人についてのあり方の論議が、今回取り除かれている宗教法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人等に及んでゆけばよいのだが、これら法人は、政治的にも力を持っており、今回の制度論議から除外された経緯に鑑みても、楽観は許されない。有識者論議の中では、こうした論議の枠組みについても取り上げてほしかった。

なお、『議論の中間整理』は、全体に表現が極めて抽象的で、その真意が伝わりにくいと感じた。率直に言って、より具体的な提言乃至議論の整理（賛成・反対両論の根拠も示し）がほしかった。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。）に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

内部留保の基準（40%）や管理費中の人件費比率（<50%）等の数値基準は、その根拠も明らかでないし、「内部留保」の概念自身も極めてあいまいである。「内部留保」については、固定資産の保存修理工事などを控え蓄積を行うべきときもあり、全体の公益事業活動支出の中での「管理費」の位置づけによっても、こうした基準値の持つ意味が異なってくる。形式的基準で判断するのではなく、基本的には、当該団体の自主的な判断や解釈を斟酌していただきたい。



【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

①史料館の活動, ②実業史研究情報センターの活動, ③共同研究・研究支援等の活動, ④その他の事業

(b)共益的な性格の事業

維持会員組織会員に対する活動

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

当財団では、収益事業は行っていない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

対価を伴う公益事業の対価の設定基準は、おおむね次のように考える

- ① 史料館の入館料＝ほぼ同種の博物館入館料を参考に、隣り合う「隣接3つの博物館」で協議して決定した。ちなみに、史料館運営にかかる総費用に対し、史料館入館料収入の比率は著しく低い。
- ② ミュージアムグッズ等の販売価額＝基本的には、原価(製造・仕入れコスト+在庫等管理コスト)を割り込まないようにし、極力低価額で販売(一般書店で購入できる書籍であっても、一般書店で購入するよりも低い価額で販売している)
- ③ 体験教室等の参加費用＝原価(材料費+講師謝礼+保険料等)の一部を財団が負担し、できるだけ低い負担で多くの人が参加できるよう心がけている

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

営利法人との間に競合状態があると感じたことはない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

最近のところ、当財団の受け入れている寄附金は小額であり、かつ、その大部分は、維持会員組織の地方支部解散に伴う、過去の蓄積(その大部分は、当該支部の徴収した会費の10%を支部組織活動のために払い戻したもの)の返戻である。使途は、一般財源の中に組み込んでいる。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

現在のところ、基本財産取り崩しの必要性は感じていない。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

基本的に、指導監督基準にいう意味での「内部留保」という概念について重要な意味あるものと考えたことはない。つまり、内部留保という概念は、総資産額－{基本財産＋公益事業を実施するために有している基金＋法人の運営に不可欠な固定資産＋将来の特定の支払いに充てる引当資産＋負債相当額(除く前受会費)}＝{次期繰越収支差額＋その他固定資産中}として算出されたものであり、それ自体、自立した意味を持たない概念のように思われるからである。この算式からいっても、現実にも、「内部留保」は、流動性を中心とした預貯金として運用されている。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

公益法人に対して税の減免等種々の優遇措置が与えられていることからいえば、それら公的負担の結果が公益事業に用いられず、公益法人内に蓄積されることは好ましくない、という論理は理解できるが、毎年ひとつの水準を明示してその基準を超えぬよう指導していることには疑問を感じる。むしろ、公益法人の活動の実態を正しく公表し、社会一般がそれを常に把握できるような状況を作り出すことで、公的負担が正しく公益事業に活用されているかどうかを判断すべきであろう。現実の当財団の年々の事業運営から考えると、適正な内部留保水準ということは一概にはいえないように思う。ある時期には、固定資産の保存修理工事や、新たな事業展開のために事業費が膨らむ時期があり、ある時期には、そのために資金を蓄積すべき時期がある。現実には、監督官庁のご指導により、内部留保水準＝内部留保額÷{事業費＋管理費＋事業に不可欠な固定資産取得費}<40%とされており、この水準を超えて「内部留保額」が膨らむ場合には、「公益事業を実施するために有している基金」への繰入を行い、「内部留保」を指導基準に合致させてきた。したがって、この基準は、財団自身の内生的必要から生まれるものではないと考える。

(注)内部留保の水準(%)＝内部留保額÷(事業費＋管理費＋事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有

開催状況： 定例・年 3 回

(主な議題) 事業計画・収支予算＝3 月中～下旬, 事業報告・収支決算＝5 月中～下旬, 中間報告・理事・評議員・監事選出＝10 月下旬～11 月上旬

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

給与支給理事の報酬設定については、さまざまな要素が働いている。現在、常勤理事は常務理事 1 名であるが、従来は、常勤理事は、代々 A 銀行出身者が勤めていた。現在の常務理事も、A 銀行の出身者であり、かつて、当財団の財政基盤が極めて弱かった時代には、同年・同資格の銀行出身者が銀行関係会社に転出した場合に受ける給与を支給することができず、当時の銀行関係会社役員の一般的定年である満 65 歳までは、他の名目的勤務先（銀行関係会社）からの給与補填により、財団の給与負担を軽減してきた。一方、財団プロパー職員の給与も、一般民間給与水準（人事院民間給与の実態調査統計等を活用）への鞘寄せ並びに勤務年限の増加に伴う加給により、時間外勤務手当等を含めると、常勤理事の報酬にせまる状態となり、常務理事の報酬についてはごく小幅の加給を行った。一方、2004 年 5 月に、常務理事が兼務していた「事務局長」の後任者を外部から採用するに当たり、当該新規採用者が前職で得ていた給与は、当財団常務理事の報酬を上回っていたため、それとの釣合い上、2004 年度から、常務理事の報酬を、新規採用の事務局長と同額に定めた。なお、財団事業の拡大に伴い、理事長が事業を直接指揮する事態が増加してきた実情に鑑み、2004 年度から、非常勤の理事長に対し、常勤常務理事の半額を報酬とすることに定めた。

理事報酬についての規定はないが、評議員会・理事会における予算審議時に、各理事に対する報酬を報告し、収支予算の一環として審議の対象とし、承認を得ており、その額等は、議事録の附属資料に明記している。

- ③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会（あるいはこれに替わる機関）の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 定例・年 3 回

（主な議題） 事業計画・収支予算＝3 月中～下旬、事業報告・収支決算＝5 月中～下旬、中間報告・理事・評議員・監事選出＝10 月下旬～11 月上旬

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 寄附行為上は、70～110 名、現在数＝79 名

構成： 主として、維持会員組織会員企業の役員・役員経験者並びに維持会員組織の地方支部長

職務内容： 寄附行為に定めた重要議案の妥当性の検討；理事の選任

※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

当財団では、適正かつ効率的な財団運営体制の確立に努力を重ねている。すなわち：

- かつて、財団事業の中心が維持会員に対する設立者の思想と事績の普及にあった時代には、財政基盤拡充のためもあり、維持会員の増強に努め、その対応策として、大口企業会員の役員を当財団評議員（無報酬）に推挙するなどを行った結果、一時は、評議員数が百数十名を超え、現実には、評議員会に本人が出席する比率は 20 分の 1 程度にとどまっていた。評議員会・理事会が財団の運営に実質的に関与し、意見を述べ、議論を進め得るには、十数名から 20 名程度に人数を抑える必要があり、目下、これまでの出席実績や発言内容を勘案しつつ、時間を掛けて削減中。
- また、理事・監事・評議員のメンバーに、財団の目的や事業に深い関心を持ち、ご自身の意見や経験・知識を持つ人材を選定することも重要で、理事に学識経験者を選任したり、監事に（公認会計士監査を指導される以前に）公認会計士の資格を持つ方や、公益法人運営に長い経験と見識を持つ方を選任し、さまざまな意見やアドバイスを頂戴している。
- 理事・監事・評議員に議案等について事前にご理解をいただけるよう、招集状を極力 2 週間程度前に発送するとともに、議案内容について詳しい説明資料を添付している。また、欠席した理事・監事・評議員にも次回会議に関心を持っていただくため、会議終了後、審議結果及び次回会議日程を連絡している。
- 評議員会・理事会における説明については、具体性を持たせるため、事務局の担当部長が直接説明・質疑に当たるようにした。
- 評議員会・理事会における議案・報告事項、審議経過や審議結果について、事務局内への周知徹底を図り、その効率的実現への一助としている。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設済み(2001年12月);2004年4月リニューアル

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

来訪・郵送・電話・メール等による閲覧請求は、記憶にある限り、受けたことはない。ホームページの閲覧実績はかき別紙の通りである(当財団では、従来、史料館・財団・研究部と3つのサイトを持っていたが、それらを統合し、去る4月23日から新しいサイトに統一した。その過程で、過去のアクセス記録の一部が失われたため、不完全な記録となっていることをお詫びする)。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはないが、ホームページに掲載している決算関係諸表を閲覧して、証券会社の営業がひっきりなしに来訪するのには、正直いってまいっている。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

公益法人の運営実態については、広く社会に知らせるべきものと思う。したがって、決算内容に関する公認会計士や監事の指摘や、主要な会議の議事録等についても開示してよいのではないか。ただし、役職員の個人情報に関わる事項(住所、連絡先等)、資金運用戦略に関わる具体的運用資産内容(預貯金機関、運用金融資産の銘柄・償還期限・利回り等)については、当財団のホームページ等では公開をしていない(運用資産内容については、A 銀行 B 支店普通預金、C 電力債、D 自治体債等と記載)。

- 【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

当財団が受けている税制上の優遇措置は、利子配当への非課税並びに登録博物館として受けている固定資産税及び都市計画税(都税)の非課税である。この数年のわが国金融市場の超低金利政策の結果、主要収入を資金運用に頼っている財団にとっては、利子配当の非課税は、事業活動の原資を確保する上で、極めて重要な意義を持つ。当財団は、収益事業を行っておらず、寄附金については受動的に受けるだけであるので、例示されている法人税の軽減や寄附金税制は、当面はその恩典も影響も受けない。地方税であるが、固定資産税及び都市計画税の恩典も、(土地を持たない当財団の場合)金額的には小さい額かもしれないが、資金運用環境が厳しい現在、大変ありがたい。

なお、税制のあり方に関連して、今後、財団の事業のうち「収益事業」と見做される範囲がどのように規定されるのか(単純に「対価」を伴うものを「収益事業」と見做されては、

例えば、博物館の入館料のように、コストのごく一部を補充するに過ぎない事業まで税務当局の介入を認めることになってしまう虞がある);消費税制度に関して、税率引き上げ、複数税率の採用、売上高規模による免税点・簡易課税制度の適用基準の引き下げ等による小規模事業所の事務負担がどのくらい増えるのか(消費税重課は、恐らく避けられない問題であり、税率引き上げはいずれ複数税率の採用をもたらし、invoice の徴求・保管等の問題を不可避にする);消費税については、博物館ということで免税になるわけではなく、免税点・簡易課税制度の適用基準の引き下げと財団事業の売り上げ規模との相対比較になる);などについては、大きな関心を持っていることを付け加えておく。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

昨年6月の所謂「基本方針」を踏まえ、有識者会議において精力的に議論が重ねられ、取りまとめられたことに対して、敬意を表する。内容的には、「基本方針」と実質的には議論が進展しておらず、具体的内容は今後の検討に持ち越しとなっている。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

公益法人は、我が国における民間の公益活動を担う代表的主体として歴史的に大きな役割を果たしてきた。今後も、民間の公益活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進する必要がある。したがって、公益法人制度は引き続き維持されるべきであり、公益性の有無を問うことなく、非営利法人という括りの中で、性格が異なる様々な法人を同一に扱うべきではないと考える。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

「基本方針」および「中間整理」は法人制度上公益性の有無に関係なく、法人としての共通原則は新設される非営利法人法に根拠を置くとしているが、公益性のある非営利法人については民事法において、公益性の要件、判断の仕組み、事後チェックのあり方等を規定することは可能であり、「中間整理」が「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」とする「考え方A」により制度設計をして行くべきである。

また、公益性の判断機関は、中立的で公正な判断ができる単一の組織を考えて行くべきである。

その際、民間の考え方を適切に反映できるような仕組みが必要である。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

新しい非営利法人制度における公益性を有する法人は、自己責任原則のもとガバナンス面や情報公開面で一般非営利法人に比し多くが求められる。しかし、必要以上の規制は廃止して、法人の自主性、自律性が最大限に尊重されるべきである。さらに小規模法人には更なる配慮が必要である。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

「指導監督基準」では、4. 機関(1)理事及び理事会の⑤中、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること、とされているが、公益活動を展開して行く上で、理事の構成に数値基準を設けることには反対である。同一の業界関係者の方が当該法人の内容を最も詳しく理解していることから、当該法人の事情も斟酌されて然るべきである。

また、5. 財務及び会計の(8)「管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。」とされているが、当該法人の性格により、事業部門と管理部門とを明確に区分できにくい場合もあり、数値基準は廃止すべきと考える。

金のかからない事業を幅広く展開しているようなところは、無理である。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

主務官庁の免許等を受けて業務を営む会社に限る。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

(1)社員会社

会費を、社員各社の業容等に応じて賦課

(2)準社員会社

定額方式による

【質問4】貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

①法制等の調査・研究、学会への協力、②広報・普及活動、③要望・陳情活動、

④統計資料の作成、⑤相談所の運営

(b)共益的な性格の事業

①諸行事の開催、②要望・陳情活動、③統計資料の作成、④セミナーの開催

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業なし。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

原則的には予算計上により、無償で実施



- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。  
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

- ・ 営利法人と競合するような状況になっていない。
- ・ 研修事業については、同様のサービスを提供する営利法人が存在するが、加盟会社に対する事業として当協会が実施するのは当然のことであり、また、加盟会社のニーズを汲み取り迅速に対応していくことができる。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

一部民間財団から助成を受けて実施している事業があるが、助成を受けるについては、あらかじめ助成対象事業(公益事業)の申請を行い承認される必要があり、その意味で交付を受けた助成金は全て使途が公益事業に限定されている。

**【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。**

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

全て次期繰越収支差額として翌期の収入に繰り入れし、その分会費の負担が減少することになる。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえない

(意見) 当該法人の事情により、一概にはいえないのではないかと。

(理由) 現行の「指導監督基準」の考え方は、内部留保が大きいこと自体が悪いという観点から規制を設けているが、内部留保が大きいことは、財務の健全性にとってプラスに作用する。内部留保が大きくなったことが、必要な事業を行っていない場合もあれば、経営努力の結果が反映される場合もあり、法人の事情が勘案されて良いのではないかと。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

**【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。**

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 15 回程度

(主な議題) 事業計画、予算・決算、事業報告、役員改選等

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

- ・ 就任の都度、理事会において、同業他団体の状況を勘案し決定される。
- ・ 規程は、理事会決議により制定しているが、公表していない。

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

社員総会は、定款に基づき毎年1回通常総会を開催しているほか、必要な都度臨時に開催している。また、理事会は、原則として毎月定例的に開催している。さらに、監事とは定例的に意見交換会を開催している。

それぞれの管理運営体制については、それぞれが機能し効果的・効率的に運営しているものと理解している。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

これまで1件もない。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

公益法人である以上、社員や債権者等の利害関係者以外に情報公開することは必要と考えるが、公開すべき情報の内容をむやみに広げることにより誤解を生じさせないようにすることが大切であり、公開内容の質が重要である。

役員報酬については、当該法人の事情により決定されているものであり、公表すべき性格のものではない。

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

収益事業である出版・研修事業については、収益が発生した場合、法人税率が軽減されている。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

業界団体は、主務官庁下の指導監督基準により、適正な運営が確保できていると思われる。

今回の改革は、活動の実態が公益法人制度の本来の趣旨を外れた一部の団体に対する規制強化であり、わが国経済社会の発展、国民生活の向上に貢献している業界団体に対する過度な制約となることは避けていただきたい。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

「同一業界関係理事数の制限」

法人の適正な運営を確保するためには、理事会の適切な運営、評議員会の活用、会員の意向の事業への十分な反映、監事による業務監査の適正な執行、ディスクロージャーの充実等といった仕組みを制度として整備することにより、同一の業界関係者が理事に占める割合を2分の1以下にする必要はない。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

(定款)

1. 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
2. 正会員は、わが国において△△△の製造業および関連する事業を営む法人並びにこれらのものをもって構成される法人及び団体とする。
3. 賛助会員は、前項に該当しない法人又は団体であって、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び団体とする。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

正会員 : 「資本金」対応会費(第1会費)と「販売額」対応会費(第2会費)の合計額  
賛助会員会費 : 定額会費 賛助会員第1種…24万円(委員会参画可)  
賛助会員第2種…10万円

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

- ① 国際標準化・規格化の推進
- ② 環境問題への対応
- ③ 国際技術交流・協力事業の推進
- ④ 消費者保護・安全保安事業の推進
- ⑤ 中小企業振興
- ⑥ 国民的事業・社会貢献事業の推進
- ⑦ 顕彰と啓発活動の推進
- ⑧ 統計・調査研究事業の推進

(b)共益的な性格の事業

なし

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

利益にならない程度の価格設定(直接経費の回収)

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

なっていない

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄付金は受けていない

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

- ・次年度以降事業の原資
- ・会費納入時期までの運営資金(会費請求は予算が決定する5月末の総会后)
- ・不測の事態に備えるための資金

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準は、概ね 30% 程度が適当

(意見) 「指導監督基準」で定めている30%が適当

(理由) 補填

- ・ 当会事業の運営は主に会員会費から成り立っている。
- ・ 会費算出の基礎となる生産額の落ち込みにより、平成7年から会費は減額傾向にあり H15 会費は平成6年に対し80%を割っている。
- ・ これまで、当期収入=当期支出の予算編成をしてきたが、こうした状況下では赤字予算を組まざるを得ず、内部留保による補填が必要。こうした実態を踏まえても30%程度の内部留保があれば対応可能と考える。

(H14末内部留保水準=約21%)

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 5 回程度

(主な議題) 本会運営上、特に重要な事項の審議・決定

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

・常勤理事以外への報酬支払は行っていない。

(定款 16 条… 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議を経て、報酬を支給することができる。)

・報酬についての規程策定、公表はしていない。

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 4～5 件程度

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

特になし

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

法人税等の非課税措置があることにより、法人運営が成り立っている。

「収支差額」が利益とみなされたり、「退職給与引当」が認められず、営利法人並みに課税された場合、その後の事業活動が困難となる。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

- (1) 営利法人が行っている事業で、公益法人が行っている内容レベルの提供ができない分野については、公益法人が活動できるようにすべきである。
- (2) 税制や官公庁のコントロール等で活動が阻害されないようにすべきである。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

公益性を要件としない新たな非営利法人制度については、本検討から除き、別に定めるべきである。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

役所が判定するのではなく、第三者が判断主体となるべきである。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

適正運営の基準を定め、各法人がそれに沿って活動するようにすべきである。

(その他)

基準上該当しない場合は公益法人と認めないというような一律的に結論付けるのではなく、個別に歴史、実績、地域状況等特殊事情を勘案し、判断いただく等の余地を残してほしい。(当会は30年以上の歴史があり、特にサッカーは昔からこの地に根ざしており、ネームバリューもあり、利用者も広範囲で、また、立地的に駅から近く、小学生等子供が通う場合、親から安心感がある等、この種施設としては他に類のない財団としての公益性がある)

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

基準の適用についての指導があいまいで、要望なのか、強制力もなく、はっきりしない。

(例) 基本財産には減価する資産は好ましくないとされているが、既に入っている資産について除外しようとするそれはだめ、と指導されている。



【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

事業内容： サッカー・テニス・スイム・総合体操・武道等各種スポーツスクール事業、スポーツ振興のための都内近郊小・中・高生チーム対象の各種招待競技大会の開催、家庭婦人のスポーツ交流・地域間交流のためのレディースバレーボール大会の開催、地域住民等を対象としたメディカル・スポーツ・文化の各分野の講師による定例健康セミナーの開催、小学校の体育授業等への指導者派遣並びに近隣小学校の体育会場の提供によるサッカー指導、日本ハンディキャップテニス連盟及びスペシャルオリンピックスへの助成、日本サッカー協会公認コーチ養成講習会への協力、社会福祉団体(6団体)・スポーツ団体(日本体育協会)への助成他

収支状況： 収入額 480 百万円、支出額 977 百万円、差引 497 百万円の収支マイナス

(b)共益的な性格の事業

なし。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

170 百万円

100 %

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

同種の営利法人より低価格での設定

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

同様のサービス等を提供する営利法人は存在するが、サービス等は、大筋においてほぼ同等と思えるが、質的には優位にあると思える。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

なし。

⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

- (1) 運用益による公益事業の事業継続資金
- (2) 将来の資産更新、施設の大規模改修資金他

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえません

(理由) 金利収入の増減、減価償却を実施するか否か等により一概にはいえません。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 4 回程度

(主な議題) 事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び収支決算の承認、  
評議員の選任

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

寄付行為により役員は無給とする旨規定。

但し、常勤の役員(現在1名)については理事長の承認を得て決定。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年に 4 回程度

(主な議題) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算の諮問、  
理事・監事の選任

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 10名以上14名以内（現在14名就任）  
 構成： スポーツ関連団体役員5名、大学教授2名、グループ企業役員7名  
 職務内容： 理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項の審議  
 (1) 事業計画及び収支予算に関すること、(2) 事業報告及び収支決算に関すること(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること、  
 (4) 前各号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること、(5) その他理事会で必要と認めた事項  
 ※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

特定企業、官公庁の意向によらない自主独立的運営

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	×	○	正味財産増減計算書	×	○
役員名簿	×	○	貸借対照表	×	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	×	○
事業報告書	×	○	事業計画書	×	○
収支計算書	×	○	収支予算書	×	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

ほとんどなし。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

特に支障なし。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

損益赤字であるため具体的には寄与していない。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

法人制度の改革にあたっては、市民による社会的活動の活発化など世の中の新しい動向を見据え、再生をめざす日本社会の将来の姿について理念的な検討を十分に行い、その成果を制度設計に反映する必要があるのではないかと思います。民が自らの利益を求めて活動し、官がそれを規制するという面だけでは、適切に社会を捉えられなくなっています。自分たちの手で豊かな社会を築こうとする、パブリックな気持ちを持った市民によって社会が円滑に形成・運営されている面があり、そうした活動を日本社会の新しい原動力のひとつとして尊重する視点が重要ではないかと思います。「議論の中間整理」では、冒頭の「基本認識」にそうした観点が示されていますが、後段に示された実際の制度設計に関する個所では、その主旨が十分反映されているとは、残念ながら思いません。

例えば、これまで、行政サービス事業の実施主体(事業の委託先等)として、行政と関わりの深い公益法人が設立され、活用されてきましたが、天下りや補助金等にまつわる構造的な問題が指摘され、予ねてから行政改革の対象の一つとされています。一方、市民による公益的活動の重要性が増しており、今後さらに多様な場面でその役割が期待されていることを考えると、今の世の中に合った、民の中の公的な側面や力を積極的に活用する行政サービスのしくみを構築するべきではないでしょうか。

「公益」の担い手は「官」だけではないと思います。むしろ市民が、社会のために志をもって活動する多様な民間団体が、再生をめざす日本社会においてその力を存分に発揮できるような制度が求められている、と思います。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

「議論の中間整理」では、新しく創設される「非営利法人」について、解散時の残余財産を構成員に帰属させることを妨げない(すなわち「非営利法人」の枠組みの中に中間法人を含める)、としています。これに強く反対します。そもそも「非営利」の法人が、その財産を構成員に分配できることになるというのは理屈として整合が取れていないと思います。「非営利」、すなわち完全非分配であるがゆえに、原則非課税として扱われるものと認識しています。たとえ解散時であっても分配が可能となるようでは、非営利法人制度として一貫性を欠き、不適切だと思います。

本来の定義(非営利＝非分配)に反し、解散時の残余財産分配を可能とすることで営利法人と同様に原則課税とするのであれば、そこには「非営利法人制度」が存在しないも同然ではないでしょうか。新たな非営利法人制度においては、解散時の残余財産まで含めて分配を不可とすることを、強く希望します。

また、活動資金の面でも、「議論の中間整理」の制度案には問題があると思います。改革の趣旨に沿って、我が国の非営利活動を活発化するには、設立・運営にあたっての規制を緩和するだけでなく、民間の資金(寄付、会費)を非営利法人が効果的

に活用できるしくみを作ることが重要かと考えます。しかし、示された制度案は、公益性の有無に関わらず法人格を与え、その上で公益性の有無を別途判断するしくみ(いわゆる「二階建て」)であり、公益性を有すると判断されなければ(「二階」へ上がらなくては)、社会的活動への賛同・支援の意志として寄せられた寄付金や会費が課税対象とされることが示唆されています。また、「二階」へ上がる条件(公益性判断の要件)について客観的な基準が示されず、判断主体も国か公的機関、あるいは課税庁とされ、結局、国等の裁量に委ねられることになりかねないと思います。

原則課税である中間法人を統合することで、「非営利法人」全体について原則課税とするならば、公益法人にとってはむしろ規制強化となってしまいます。是非とも、中間法人とは別の法人類型として、公益性のある非営利法人の枠組みを設定し、原則非課税を維持して頂きたい、と思います。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

公益性については、事業分野はもとより、活動実績、社会への貢献度を十分に考慮して、中立で第三者的な機関が判断する制度が望ましいと考えます。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

一連の改革に向けた議論は、公益目的を逸脱する悪質な運営をした例が一部にあったことに端を発するものであり、そうした運営者を厳に罰するとともに、税制上の取扱いについても厳しい措置を講ずることが必要です。しかし、それを怠り、他の適正に運営されている法人を含めて全て一律に取扱いを見直すことには賛成できません。

(その他)

公益法人は悪であるという誤った考えが一部にあるようですが、26,000の公益法人の大部分は社会に有益な活動をルールに基づいて適正かつ健全、真面目に行っていると思います。これは監督官庁による定期的な業務検査が行われていることから明らかです。その事実を広く国民に対して情報発信し、理解を深めてもらう努力が、監督官庁、公益法人双方に必要なかと思えます。

また、非営利法人という一つの法人類型ではなく、非課税・非分配の公益性のある法人と、原則課税・分配可(中間法人含む)の法人の、二つの法人類型にしていきたい。その際に、現行の公益法人から新たに類別される法人への事業・財産の移行に当たって、新法人の事業運営が困難になるような制約を課さないよう、適切な措置の検討を望みます。

**【質問2】** 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

内部留保額は、法人の事業内容、適用している会計処理の基準などにより、財産の保有状況(資産・負債の構成)に違いが生じる。従って、内部留保の水準は一律に設定することは難しく、法人の事業内容、規模、会計基準などを勘案して、その適正性が判断されることが望ましいと考えます。(後掲【質問4】にも同趣旨で記載)

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

当財団は、研究機関として、学術研究を中立的立場から展開している。その事業活動による成果は、研究報告書、学会での発表、国等からの受託研究を通して広く一般に貢献している。

収支の状況は、毎年度とも均衡しており、公益法人会計基準に照らして適正な運営が図られているものと認識している。

(b)共益的な性格の事業

当財団では、共益的事业は実施していない。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業は実施していない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

原則として、実費を設定している。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

営利法人とは競合状況にはないと考えている。

当財団が実施している事業は、営利法人では収益性が期待できないため、参入しにくい特殊な事業であり、結果的に競合関係にはないと考えている。また、調査結果や研究成果を広く社会に還元していることが大きな差異であると認識している。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

当財団の事業目的達成のために支出している。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない

(理由) 現状では、毎年度の事業活動費は、寄付金で賄っており、その範囲での効率的な支出に努めていることから、当面、基本財産の取崩しは必要ないと考えている。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

上記に示されている内部留保額の算出方法ではマイナスとなるため、用途は想定していない。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適切と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえない

(意見) 内部留保の水準は一律に設定することは難しく、法人の事業内容、規模、会計基準などを勘案して、その適正性が判断されることが望ましいと考える。

(理由) 内部留保額は、法人の事業内容、適用している会計処理の基準などにより、財産の保有状況(資産・負債の構成)に違いが生じるからである。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回(定時理事会)、他に随時、臨時理事会を開催

(主な議題) 年度事業計画・収支予算、年度事業報告・収支決算、評議員選任等

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

・考え方: 一般企業の水準を考慮し、理事会で承認された役員報酬額の範囲内で、「役員報酬規則」に従って個別支給額を決定している。なお、決定は稟議手続きによる。

・規程:「役員報酬規則」を、ホームページ上で公開している。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 2 回(定時評議員会)、他に随時、臨時評議員会を開催

(主な議題) 年度事業計画・収支予算、年度事業報告・収支決算、理事・監事選任 等



(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 25人以上 30人以内  
 構成： 評議員（評議員会の議長は、出席評議員の互選による）  
 職務内容： 評議員会に出席し、以下について審議する。

- ・ 年度事業計画・収支予算
- ・ 年度事業報告・収支決算
- ・ 理事・監事選任
- ・ その他本財団の事業運営に関する重要事項

※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- ・ 理事の業務執行に対する評議員会および監事のチェック機能に実効性を持たせること。
- ・ 理事数、評議員数に占める同一業界関係者の数を、引き続き指導監督基準に沿って一定範囲に留め、自律的な財団運営を維持すること。
- ・ 理事数を必要最小限に抑え、迅速な意思決定、効率的な事業運営に努めること。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

毎月25件程度、うち公益法人としての開示資料についての情報請求は年間 3 件程度。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

指導監督基準等に定められているものについては、特に差し障りがあるものはない。

- 【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

当財団は、研究機関であるため、技術開発に伴う研究設備等の固定資産を常態的に多額に保有している。

したがって、現行税制上の取扱いを受けることにより、多額の法人税および固定資産税、住民税など多くの地方税の納付義務が発生しないことから、目的事業への経営資源の投入が可能となっている。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

- ・ わが国の社会構造や価値観が変化しつつある中で、民間非営利部門の役割を重視し、その活性化を目指す公益法人制度改革の基本的方向には賛成。
- ・ ただし、非営利法人を議論するのであれば、医師会・弁護士会・税理士会等の同業法人や協同組合、さらには宗教法人、社会福祉法人などへの処遇とのバランスについても考慮の上、検討を行っていく必要がある。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

- ・ 公益性の有無に関わらず、準則主義により法人格が取得できることは、改革の方向性に合致していると考えます。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

- ・ 公益性を取り扱う仕組みについては、「考え方A」の方向が望ましいと考える。
- ・ 公益性の考え方については、今後議論を深めるとのことであるが、業界団体の公益性に関しては以下の点を指摘しておきたい。
  - ① 多くの業界団体は、環境問題への対応や健全な貿易の促進、国際協力、統計、標準化、業界情報の一般への広範な提供など、極めて公益性の高い事業を行っていることを認識している。
  - ② わが国の社会構造が変化する中で、公的な領域は拡大を続けており、行政とボランティアのみでカバーすることが難しくなっている。業界団体は、ある分野において一定の知見を有するものが、協同して自己規制を行うことを通じ、公的な領域の充足を図ろうとするものであり、民間の活力を引き出すとともに、当該領域の多様性の拡大に寄与している。また、規制緩和や三位一体改革に象徴されるように、近年、政府の中央集権的な関与をできるだけ抑制し、小さな政府を指向する気運が高まっているが、こうした中で、業界団体の果たす役割が増大しつつあることをご認識いただきたい。
- ・ 判断要件のあり方については、「(e)形式要件に加え、いずれかの段階で実績要件が必要」としているが、制度の発足当初においても、それまでの実績は十分に考慮される必要があるのではないか。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

- ・ 公益性を有する非営利法人の適正運営の確保については、当該法人の連合体が自主的に審査機関を設置し、中立的な方法で参加法人のガバナンス等を審査、認定するという形もあり得るのではないか。

(その他)

- ・ 本制度改革においては、当初から税制についての議論が分離された形となっているが、税制の問題は、法人運営に極めて重大な影響があることから、一体化して議論されるべきと考える。また、業界団体に対する税の扱いは、労働組合、同業法人と同等とすることでよいのではないか。
- ・ 将来公益法人制度が変更になる場合、新制度への移行に際し、既存公益法人の財産承継について不利益がでないよう配慮すべきである。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

指導監督基準で理事に関し、「同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること」とあるのは、業界団体の運営実態からみて現実的ではない。

【質問3】 貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

「国内において製鉄、製鋼、圧延、その他の鉄鋼業を営む法人及び鉄鋼の加工、販売、輸出に関する事業を営む法人ならびにこれらの者を構成員とする団体とする」ということ以外に制限は設けていない。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

会員の生産量(扱い量)および輸出量のシェアに応じて設定。

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

当団体の実施している事業は、ほとんどが公益性の高い事業であると認識している。具体的には以下のとおり。

1. 統計整備および調査事業

当連盟では、鉄鋼生産、鉄鋼受注・出荷、鉄鋼貿易など鉄鋼業の主要活動指標について統計を収集・整備し、これらの統計を基に、国内鉄鋼需要動向や鉄鋼貿易動向、世界の鉄鋼事情等について調査・分析を行っている。

当連盟が整備した鉄鋼統計および調査結果は、資料やホームページ等により広く一般に公表しており、鉄鋼業界関係者もさることながら、需要家、銀行、証券アナリス

ト、学生等多くの人々が、その目的に応じて利用している。

統計や業界情報は経済活動における重要なインフラであり、国民経済の健全な発展に不可欠であることを考慮すると、当連盟が行っている統計整備および調査活動も、極めて公益性が高い事業と言える。

## 2. 環境問題への対応活動

当連盟では、様々な環境問題に積極的に取り組んでいる。特に、地球温暖化対策については、1990年度を基準年とする2010年度までの自主行動計画を作成してフォローアップを行っており、その結果、鉄鋼業の二酸化炭素排出量は目標値に向けて着実に削減されつつある。

環境問題について、各産業分野が自主的な行動計画に基づき対処していくことは、問題を解決していく上で、有効かつ重要な手法であり、また公益、国益に適ったものと言える(因みに、地球温暖化対策について言えば、業界の自主行動計画という枠組みがない運輸部門や民生部門の対応は大きく遅れている)。

かかる観点からも、当連盟が実施している環境問題への各種対応活動は、公益性が極めて高い事業と認識している。

## 3. 鉄鋼業における安全衛生活動

鉄鋼業の製造現場は、溶銑・溶鋼のように高温かつ熔融状態にあるもの及び鉄鋼製品に共通する重量物の搬送が多くあり、また高速で回転ながら運転される圧延機等数多くの製造設備があり、その特性から作業上の安全については特に注意が払われてきた。このように企業組織を挙げた安全活動にも係わらず発生する労働災害に対し、当連盟では過去の労働災害事例の集積・分析を行い、災害防止活動を展開している。

労働災害の分析は、製造工程の特性、事故時における従業員の行動特性等数多くの専門的知識が要求されるものであり、外部の人には対応することが難しい分野である。鉄鋼業界の組織を活用し専門知識を集合した災害防止活動は、重要な社会的インフラである安全の確保に資するものであり、公益性の高い事業分野と言える。

## 4. 鉄鋼貿易の健全化に向けた取り組み

当連盟では、鉄鋼貿易の健全化に向けた取り組みとして、主要5カ国・地域との官民鉄鋼対話や日中韓ビジネスフォーラムへの参加を通じた相互理解の促進、保護貿易主義の撤廃やFTA締結に向けた政府への支援協力などを行っている。

わが国は、貿易立国であり、貿易動向は国民経済の増進に直結していると言えるが、当連盟も産業の一セクターの立場から健全化に向けた事業を実施することで、その発展に大きく貢献していると認識している。

また、当連盟では、JAICA等からの委託を受けて発展途上国を対象に各種の国際協力事業を実施しているが、それも政府や企業が単独では行い得ない公益性の高い事業である。

## 5. 市場開発活動の推進

当連盟では、市場開発活動として、高機能鉄鋼製品の開発、普及等を行っている。その結果、軽量化による燃費の向上や電磁特性の向上、意匠性の向上などが、自動車産業や電気機械産業の国際競争力の上昇に結びついているほか、高機能鋼材を用いた新たな建築工法が社会インフラを整備していく上で重要な役割を果たしており、最終的に国民経済の発展に大いに寄与しているものと認識している。

#### 6. 鉄鋼標準化の推進

当連盟では鉄鋼製品、鉄鉱石等一部原料に係る標準化及び ISO 等国际標準に係る業務を推進している。社会の公器としての規格整備の業務は強い公益性を有している。

#### (b) 共益的な性格の事業

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

9,000 万円(15 年度)

100%

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

出版物等の製作に必要な経費を賄う程度の対価を設定。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

基本的に営利法人と競合する状況にはなっていないと認識。理由として、事業自体に収益性が薄いこと、産・官・学間の調整機能等は営利法人には難しいこと、などが挙げられる。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

外部から受け入れた寄付金はない。

### 【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

翌事業年度の事業費及び管理費の経常経費として充当する。結果として翌事業年度の会費減額につながるものである。また、資本金をもたない法人は、会費収入として入金される6月末までの間の資金繰りの面でも必要である。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえない

(意見) 社団法人は資本金を有しない組織であり、借入金への過度な依存は事業の安定性からみて問題であり、一定水準の内部留保はその性格上、不可欠である。

(理由) 内部留保の計算上控除される負債である退職給与引当金は、期末要支給額の全額を引き当てできない状況にあるが、引当率が低いほど、内部留保額は増加することになる。したがって、内部留保水準は必ずしも絶対的な指標とは言い難い

(注) 内部留保の水準(%) = 内部留保額 ÷ (事業費 + 管理費 + 事業に不可欠な固定資産取得費) × 100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 4 回程度

(主な議題) 総会付議事項の審議、役理事の選任等

ただし、当団体においては、運営委員会(主要会員の代表者で構成)を毎月開催して事業内容の審議を行っているほか、総務委員会で予算や組織の検討を行うなど、ガバナンスに関しては、会員から常時厳しいチェックを受けている。

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

- ・ 常任理事の報酬は、主たる会員企業や類似団体とのバランスを勘案して設定している。
- ・ 報酬に関する規定は、ホームページ上に公開している。

- ③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- ・ 実質的な議論を行う場を定期的に持ち、会員のニーズを的確に把握して組織、事業に反映していくこと。
- ・ 「議論の中間整理」において理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方等については、さらに検討を進めるとしている。確かに、内部管理は重要であるが、特定の出資者に資金を求め、出資者への説明を最優先させるべき非営利法人と、不特定多数の出資者からの寄付等により運営されている非営利法人とでは、法人を巡る状況が異なっており、理事責任のあり方や情報公開の程度などについても、格差があって然るべきと考える。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

( 公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0 件程度

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

現在、公開されている情報で、その目的は十分に果たされていると考える。

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

現行では公益法人は法人税上の33業種の収益事業を営む場合に課税され、収益事業以外の事業には課税されない。

営利を目的としない公益法人に対して、営利法人と同じ税制を適用して課税することになれば極めて不合理となる。当期収支差額の繰越金は翌年度の経常経費に充当され、結果として会費減額につながるものであり、営利法人の所得と同様の課税にはなじまない。また、資本金をもたない法人にとって、こうした繰越金は資金繰りの面でも必要である。課税となれば、多額の租税負担が生じ、法人運営に多大な支障をもたらす、事



業継続が困難となる。

仮に課税となれば、課税所得の計算に際して、収支会計は不適であり、会費等の収入を「益金」、その収入を得るための費用を「損金」として計算することになると考えられるが、その際の各支出項目の損金算入範囲が現行営利法人並みとなれば、以下の項目について影響が考えられる。

- (1)退職給与、修繕等各種引当金繰入額の損金不算入：過年度に引当てた累積分を含め、課税されることになればこれら費用の支払ができなくなる。特に退職給与引当金は大きな問題である。公益法人の性格上、退職金・修繕等の多額の支払に備えて、予め計画的に引当をしているが、発生年度に当該費用の支払のために会費を特別に徴収することは困難である。
- (2)固定資産取得のための分担金収入と償却費：固定資産取得のための分担金収入は益金に算入され、一方、取得固定資産の償却費は減価償却の範囲内でしか損金として認められないため、一時的に課税され、事業運営に不可欠な固定資産の取得は困難となる。
- (3)補助金の交付を受けて共同研究開発事業を行う場合の各社分担金収入と償却費：研究開発用固定資産の取得のために補助金が交付され、補助金と各社分担金収入とで固定資産を取得する場合、補助金相当額は圧縮記帳で課税の繰延べがされるが、固定資産取得のための分担金収入は益金とされ、取得固定資産の償却費は減価償却の範囲内でしか損金として認められないため、一時的に課税されることになり、共同研究開発の実施が困難になる。
- (4)固定資産売却益：現行は非収益事業に属する資産は非課税、収益事業に属する資産は原則課税（長期保有の土地・建物等は例外として非課税）
- (5)役員賞与、交際費等の損金不算入

また、新たな非営利法人制度に移行に際して、移行後の新法人（非営利法人）に対して「原則課税」へ移行となった場合、承継財産（正味財産、土地等資産の評価益）に課税された場合には事業の継続は極めて困難となる。残余財産の分配禁止を前提に、移行時には新たな税負担を伴わないようする必要がある。